☑フェンスや塀に傾き・腐食・変形はありませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

●視点

フェンスにぐらつきや腐食し穴が開きそうなところ がないか、塀に割れや傾きがないか点検します。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンなど で近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょ う。



オススメ点検時期

行事前

☑手すりにぐらつき・腐食・損傷はありませんか

●視点

階段やスロープの手すりがぐらついていないか、壁 などへの取付け部分が腐食していないか、利用者が 怪我をするような部分がないか点検します。



危険な箇所が見つかった場合は、貼紙やロープ等で 注意喚起をして、施設所管課に連絡しましょう。



☑防球ネットや掲揚台、遊具に傾き・腐食・変形はありませ

オススメ点検時期

行事前

んか ● 視点

防球ネットの支柱や掲揚台にぐらつきがないか、掲揚台や遊具の激しい腐食、利用者が怪我をしそうな部分がないか点検します。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンなどで 近寄れないようにしたり、貼紙等で注意喚起するなど して、施設所管課に連絡しましょう。



擁壁・斜面

☑擁壁に膨らみや亀裂はありませんか

オススメ点検時期

平常時

●視点

擁壁は裏側から土や水の力で押されています。亀裂が ないか、膨らんでいないか、石がずれていないか点検 します。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンなどで 近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。 また、水抜き穴が詰まっていたら清掃しましょう。



「擁壁」とは・・・

切土あるいは盛土による急斜面の土の崩壊を防止するための構造物

「水抜き穴」とは・・・

雨水など擁壁内の土に浸透した水を抜くため擁壁の 各所に水抜き用にパイプ等を設置したもの

☑斜面に亀裂・変形・沈下はありませんか

オススメ点検時期

平常時

●視点

法面に亀裂やふくらみがないか、小規模な崩壊が起きていないか点検します。

●対応

危険な個所が見つかった場合は、カラーコーンなど で近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょ う。

雨天の後などは特に近寄らないよう注意しましょ う。



建物の外側の点検

- □ 外壁や庇(ひさし)の亀裂・浮き
- □ 高所にあるものの落下
- □ 建具の不具合・変形・損傷等
- □ 金属製の手すり・金具の痛みやぐらつき
- □備品、鉢植えなどの放置
- □屋外階段の障害物・可燃物
- □屋外階段の亀裂・サビ等
- □ 排水ドレン・側溝の汚れ・目地の詰まり・樋の詰まり
- □ パラペットの亀裂・損傷

- □ 笠木や金属類・雨どい・取付け金物のぐらつき・腐食・変形
- □トップライトの損傷・割れ
- □ 煙突や鉄塔の亀裂・損傷・サビ
- □ 空調室外機の変形・異常音・異臭等
- □ ポンプ・タンク類の変形・異常音・異臭
- □ 高架水槽・受水槽の変形・異常音・異臭
- □ キュービクル・分電盤・配電盤の異常音・異臭・発熱
- □ 電気幹線のはずれ・垂れ下がり・損傷

外壁

☑外壁や庇に亀裂や浮きがありませんか

●視点

外壁材にひび割れや浮きがあると、落下の危険性があります。特に人の通る場所については注意しましょう。庇の下を通るときは少し立ち止まって見上げてみましょう。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンやプランター、鉢植えを置くなど、人が近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。

オススメ点検時期

毎日



「外壁の浮き」とは・・・ 仕上げ材が下地材から離れ、隙間が生じること

☑高所にあるものが落ちそうになっていませんか

オススメ点検時期

行事前・台風前

●視点

スピーカー、照明器具、金物など、高所に取り付け てあるものに落下の危険性がないか気をつけてみま しょう。傾いていたり、外れかかっていないか点検 します。

●対応

できるものはすぐに直しましょう。対応できるまで に時間がかかる場合は、カラーコーンやプラン ター・鉢植えを置くなど、人が近寄れないように し、施設所管課に連絡しましょう。



☑建具に不具合・変形・損傷がありませんか

オススメ点検時期

平常時

●視点

ドアの取手や金具にがたつきがあると、外れてしま う危険性があります。また、ガラスにひびが入って いると、落下の危険性があります。開閉が困難で あったり、施錠できないなどの不具合がないか点検 します。



●対応

無理に開閉して更に悪化しないように注意喚起しま しょう。取手や金具は早めに取り付け直しましょ う。

ガラスが割れている場合は、ガムテープ等で止めるか、ダンボールなどで覆うなどして落下を防ぎ、早めに交換しましょう。

☑金属製の手すり・金物に痛みやぐらつきはありませんか

オススメ点検時期

毎日

●視点

手すりの足元や取り付け部分が腐食していると、折れたり外れたりする危険があります。また、腐食していた場合、力がかかると危険です。目線を少し下に向け、足元や取り付け部分を点検します。 タラップなど金物の取り付け部分に注意しましょう。



「タラップ」とは・・・ 建物上部(屋上等)へ上がるための梯子

●対応

手すりにもたれかからないよう、貼紙などで注意喚起しましょう。金物についても、危ない部分は張り紙をするなど注意喚起しましょう。

☑備品、鉢植えなどが放置されていませんか

オススメ点検時期

台風前

●視点

掃除道具やゴミ、鉢植えなどがバルコニーや屋上に 出しっぱなしになっていると、強風で飛ばされる危 険性があります。落下して危ないだけでなく、シー トのような軽いものでも、近隣の住宅に舞い込むな どが予想されます。



●対応

飛散の可能性のあるものは、固定するか、屋内に片付けましょう。

階段

☑屋外階段の周囲に障害物・可燃物が置かれていませんか

オススメ点検時期

避難訓練前

●視点

屋外階段の周囲に障害物が置かれていると、避難経路が確保できず危険です。避難する際に支障のある場所に、障害物や可燃物が置かれていないか点検します。



このような状態を発見した場合には、直ちに障害物 を撤去してください。

☑屋外階段に亀裂や錆びがありませんか

●視点

コンクリートの場合は大きな亀裂がないか、鉄骨の場合は錆びがひどくないか点検します。滑り止めが外れていたり、欠損して段差ができていると危険です。普段使わない場所は、訓練前などに避難経路の確認と合わせて点検するといいでしょう。

●対応

錆がひどい場合は施設所管課に連絡しましょう。



オススメ点検時期

避難訓練前



屋上

☑排水ドレンや側溝が汚れたり、目地が詰まったり、樋が詰

オススメ点検時期

梅雨・台風前

まっていませんか

●視点

風や雨などで落ち葉や土・埃等が運ばれ、排水ドレンや側溝が汚れたり、目地や樋が詰まったりすることがあります。きちんと排水されないと屋上に水が溜まり、雨漏りの原因となります。汚れや詰まりがないか点検します。

●対応

汚れや詰まりがある場合は、スコップなどで取り除きます。 危険な場所での作業となる場合は、施設所管課に連絡しましょう。



「排水ドレン」とは・・・ 雨水などを排水するための管や溝

☑パラペットに亀裂が入ったり、損傷していませんか

オススメ点検時期

梅雨・台風前

●視点

パラペットに亀裂や損傷があると、そこから破片等 が剥落し、落下した場合大変危険です。亀裂が入っ ていないか、損傷していないか点検します。

●対応

破片等が落下する危険がある場合は、落下しそうな場所をカラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



「パラペット」とは・・・ 建物の屋上やバルコニーの外周部の先端に設けられ た低い立ち上がり部分の壁。屋根防水の納まり上、 重要な役割を持っています。

☑笠木や金属類・雨どい・取付け金物がぐらついたり、腐

オススメ点検時期

梅雨・台風前

食・変形していませんか

●視点

笠木や金属類・雨どい・取付け金物は、緩むなどし て落下すると大変危険です。ぐらつきがないか、腐 食・変形していないか点検します。

●対応

落下する危険がある場合は、落下しそうな場所を力 ラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課 に連絡しましょう。



「笠木」とは・・・ 塀、手すり、腰壁、パラペット(手すり壁)などの 上部材

☑トップライトが損傷したり、割れたりしていませんか

オススメ点検時期

梅雨・台風前

●視点

トップライトが太陽光などの温度変化や経年劣化に より損傷したり割れることがあります。トップライ トに損傷や割れがないか、トップライトの下に破片 等が落ちていないか点検します。

●対応

破片等が落下する危険がある場合は、トップライト の下をカラーコーンなどで近寄れないようにし、施 設所管課に連絡しましょう。



「トップライト」とは・・・ 屋根に開けられた天窓を通じて自然光を取り入れる もの

☑煙突や鉄塔に亀裂が入ったり、損傷や錆びがありませんか

オススメ点検時期

梅雨・台風前

●視点

●対応

破片等が落下する危険がある場合は、落下しそうな場所をカラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



設備

☑空調室外機が異常音・異臭を発していませんか

オススメ点検時期

毎日

●視点

本体から異音、異臭、異振動がないか、傾きや破損はないかを点検します。配管の破損は冷媒ガスの漏れの原因になります、接続部分などが激しく変形していないか点検します。ガス空調の室外機の吸排気口が落葉などでふさがっていると不完全燃焼の原因になります。



●対応

異音、異臭、異振動がある場合は運転を停止し、施 設所管課課に連絡しましょう。 室外機ではガス空調はガスエンジン、電気空調は電 気モーターの働きで冷媒を圧縮しています。

【平成25年6月12日 「フロン回収破壊法」が改正されました】

「冷媒」にフロンガスを使用している業務用冷凍空調機器全てのユーザーに対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器について日常的に行う「簡易点検」を四半期に1回以上行うよう定めています。この「日常点検(簡易点検)」は、機器ユーザーが自ら実施することが求められています(専門業者に依頼してもよい)。 また、一定規模 (7.5kW)以上の機器について、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」も定められています。

簡易点棒

■間易 忌快	
捜 種	点検頻度
全ての 業務用 冷凍空調機器	四半期に1回以上

400	定	HH	ᆂ	44
1000	4	#H		45

機 種	圧縮機電動機定格出力*	点検頻度	
	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上	
エアコン	50kW以上	1年に1回以上	
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上	point

☑ポンプ・タンク類が変形したり、異常音・異臭を発してい

オススメ点検時期

ませんか

平常時

●視点

ポンプ・タンク類は警報盤に警報が出ていないことを 点検します。ポンプからは異音、異臭、異振動がない か確認してください。タンク類は蓋などが破損や開放 していると異物の混入や人の転落につながるので、施 錠されていることを確認してください。タンクのオー バーフロー管から多量の水が出ている場合も異常で す。



●対応

警報が出ている場合や、異常が見られる場合は、施設 所管課に連絡しましょう。

「警報盤」とは・・・

高架水槽、受水槽の水位警報や、機械機器等の故障 警報を表示及びブザーを鳴らす盤 「オーバーフロー管」とは・・・

定められた面以上に水面が上昇することを防ぐため に、水をあふれさせるための管

☑高架水槽・受水槽が変形したり、異常音・異臭を発してい

オススメ点検時期

平常時

ませんか

●視点

高架水槽・受水槽は警報盤に警報が出ていないこと を点検します。水槽類は蓋などが破損や開放してい ると異物の混入や人の転落につながるので、施錠さ れていることを確認してください。水槽のオーバー フロー管から多量の水が出ている場合も異常です。

●対応

警報が出ている場合や、異常が見られる場合は、施 設管理課に連絡しましょう。



「高架水槽」とは・・・

建物や各所に上水を供給するため、水道本管から引き込んだ水を一時貯水しておくタンク。屋上に設置して受水タンクから揚水された水を貯水し、重力を利用し各所に配水する。

☑キュービクル・分電盤・配電盤からの異常音・異臭・発熱

オススメ点検時期

平常時

はありませんか

●視点

キュービクル内には決して入らずに、本体から異音、異臭、異振動がないこと、施錠されていることを点検します。分電盤・配電盤からは、異音、異臭、発熱がないか確認してください。

●対応

キュービクル・分電盤・配電盤に異音、異臭、異振動、発熱がある場合は、施設管理課に連絡しましょう。



「キュービクル」とは・・・ 高圧で受電した電流を変圧器で100Vなどまで下 げる設備

設備に関する「盤」には、ほかにも以下のようなものがあります・・・



「分電盤」とは・・・ 配線用遮断機(ブレー カー)やスイッチなどを収 容したもの。電力会社の電 線から引き込まれた電気を 振り分け、照明器具やコン セント等へ電源を供給する



「(自火報)受信機」とは・・・ 人が押す発信機や煙・熱を感知する火災報知器などから火災信号を受け、火災の場所を表示し、ベルを鳴らす機器



「動力盤」とは・・・ 3相のポンプやファンなど のモーター駆動や電灯の電 源を供給する盤のこと

point

☑電気幹線のはずれや垂れ下がり、損傷はありませんか

オススメ点検時期

平常時

●視点

電気幹線のはずれや垂れ下がりは、引っかけると断線につながり危険です。

●対応

電気幹線のはずれや垂れ下がりを発見した場合は、 施設管理課に連絡してください。断線して垂れ下 がっている電線には決して触れないよう、カラー コーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連 絡しましょう。



「電気幹線」とは・・・ 変電室の配電盤から分電盤、制御盤までの大電流配 線のこと

建物内部の点検

- □ 高所にあるものの落下
- □ 避難経路(防火戸・廊下・階段・非常口)
- □ 避難器具(避難はしご・救助袋)
- □ 消防設備(消火器·消火栓·火災報知器・排煙
- 窓)
- □空調機の変形・異常音・異臭等
- □ガス漏れ警報器の電源・有効期限
- □ エレベーターの出入口

- □非常用進入口前の障害物
- □ 非常用照明や誘導灯の破損・球切れ
- □ 照明器具の球切れ・汚れ
- □床・壁のささくれ・段差
- □トイレや蛇口周りの漏水
- □ コンセントやコードの異常
- □ 換気扇の故障

設備

☑高所にあるものが落ちそうになっていませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

●視点

通路や室内にある照明器具、案内表示板などの取付け部分が劣化していたりすると落下する危険性があります。通行時や点検時に、上部を確認し落ちそうなものがないか点検します。また、点検口がきちんと閉められているかも合わせて点検してください。

●対応

落下しそうなものが見つかった場合は、カラーコーン などで直下を通行しないようにし、施設所管課に連絡 しましょう。





「点検口」とは・・・

天井や床下などの配線や配管を見るための開口。建物の維持管理において重要なもので、点検口があると、経年変化による漏水事故などの防止や建物の傷み具合を定期的に点検することができます。

避難

☑避難経路や防火戸の周囲に障害物が置かれていませんか

オススメ点検時期

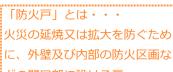
毎日・避難訓練時

●視点

避難経路や防火戸の周囲に障害物が置かれている と、避難経路が確保できず生命に危険が及びます。 廊下や防火戸の開閉に支障のある場所に、荷物や 家具などの障害物が置かれていないか点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、直ちに障害物 を撤去してください。





☑避難器具の周囲や使用時に支障のある個所に

障害物が置かれていませんか

●視点

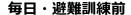
避難器具の周囲に障害物が置かれていると、器具 を使用する際に避難経路が確保できず生命に危険が 及びます。

避難器具の周囲及び器具の使用時に支障がある場 所に、荷物や家具などの障害物が置かれていないか 点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、直ちに障害物 を撤去してください。

オススメ点検時期





「避難器具」とは・・・ 2階以上の階にいる人が階段以外を利用して避難階 まで到達するためのもの

例) 避難はしご、救助袋等

オススメ点検時期

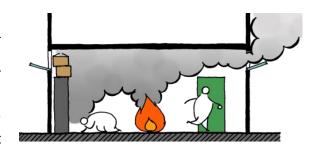
☑消防設備等の周辺に障害物が置かれていませんか

毎日・避難訓練時

●視点

消防設備等の周囲に障害物が置かれていると、 火災が感知できなかったり、火災が起きた時にす ぐに器具を使用することが出来ず生命に危険が及 びます。

消防設備の周囲及び器具の使用時に支障がある場所に、荷物や家具などの障害物が置かれていないか点検します。



「消防設備」とは・・・

消防用水及び消火活動上必要な施設のこと。 一般的に消火器などの消火設備、自動火災報知設備を示す

●対応

このような状態を発見した場合には、直ちに障害 物を撤去してください。

「消防設備等」には、このようなものがあります・・・







「屋内消火栓」とは・・・ 火災の初期消火を目的としたもので、人が操作して使用する設備です。 「消火器」の設置場所は、建物の用途や歩行 距離によって計画されています。 「排煙窓」とは・・・ 火災によって発生した煙を屋外に排出する

ために、自然排煙用として手動で開放させるもの

「手動開放装置」とは・・・ 排煙窓を開放させるための装置のこと

point

1

☑非常放送又は一斉放送は建物内の全ての場所で聞こえます オススメ点検時期

か

毎日・避難訓練時

●視点

避難訓練時などに視聴状況を点検します。

●対応

聞きとりにくいなどの不具合がある場合には、施 設所管課に連絡をするか、専門の業者に確認をして もらいましょう。



収容人員が800人以上の施設は消防法で非常放送 の設置が義務付けられていますが、800人未満の施 設についても、非常時を知らせる一斉放送設備が備 え付けられています。

☑ガス漏れ警報器の電源が落ちていたり、有効期限が切れて

オススメ点検時期

いませんか

●視点

ガス漏れ警報器は、ガス給湯器やコンロなどガス機 器を使用する室内に設置されています。

警報器のコンセントが抜けていないか、また、有効 期限(通常は5年)を過ぎていないか点検します。

●対応

不具合がある場合には、施設所管課に連絡をする か、専門の業者に確認をしてもらいましょう。



プロパンガスは床付近に、都市ガスは天井付近に設 置されています。

☑エレベーターの出入口に段差が発生していませんか

オススメ点検時期

毎日

●視点

出入口の段差は、毎日利用する人が誰でも容易に 気付く異常の一つです。エレベーターの事故は人命 にかかわる大きな事故となる場合が多いことから、 使用前点検で確認するようにしましょう。

使用開始前に出入口に段差が発生していないか、 目視で点検します。

●対応

段差が発生している場合には直ちに使用を禁止し、 エレベーターの管理会社に連絡すると共に、施設所 管課へも連絡をしてください。



エレベーターやエスカレーターには、専門家による 点検体制が義務付けられています。(月1回以上の 点検、年1回の定期点検)

非常用進入口前の障害物

☑非常用進入口が障害物でふさがれていませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

●視点

通常、赤い三角マークで外部から位置が確認できるようになっており、障害物があると消防隊による消火、救助活動ができなくなります。

非常用進入口の周囲に、障害物が置かれていないか 点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、直ちに障害物 を撤去してください。



「非常用進入口」とは・・・ 3階以上の道路に面した部分にあり、火災時等に消 防隊が外部から進入するためのもの

非常用照明や誘導灯の破損・球切れ

☑非常用照明のバッテリー切れや作動不良はありませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

●視点

非常用照明は建物の大きさや用途によって形もいろいろですが、停電時にはバッテリーに切替り、30分以上の点灯を確保するように建築基準法に定められています。

点検用の引きひもやボタンを押し、点灯するか点 検します。



●対応

電球が切れている場合は、電球を交換してください。電球を交換しても付かない場合、電池の寿命であることが多いので、電池を交換してください。



「非常用照明」とは・・・ 火災や地震などの非常時に停電になっても点灯する 照明器具のこと

☑誘導灯のバッテリー切れや作動不良はありませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

●視点

誘導灯は停電時には20分以上点灯を確保するように、消防法で定められています。

点検用の引きひもやボタンを押し、点灯するか点 検します。

●対応

電球が切れている場合は、電球を交換してください。電球を交換しても付かない場合、電池の寿命であることが多いので、電池を交換してください。



「誘導灯」とは・・・

災害が発生した時に、建物から速やかに避難するための逃げ道を案内する照明器具です。

照明器具の球切れ・汚れ

☑照明器具に不具合はありませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

●視点

照明器具が点灯しなかったり、光がちらついたりしていないか点検します。

●対応

電球を交換しても不具合がある場合は、安定器等が 不良な場合がありますので、施設所管課に連絡しましょう。



床・壁のささくれ・段差

☑床や壁に危険なささくれや段差はありませんか

オススメ点検時期

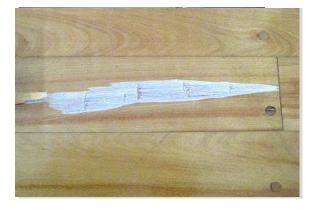
毎日・行事前

●視点

木製の床や壁に危険なささくれはないか、段差が生じていないか点検します。ガムテープなど、接着能力の高いものを床や壁に貼り、無理に剥がしたために表層がテープと一緒に剥がれてしまうというのが、ササクレの代表的な発生原因です。

●対応

危険がないように処置し、施設所管課に連絡しま しょう。



トイレや蛇口周りの漏水

☑トイレや洗面台の蛇口に漏水はありませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

●視点

トイレのレバーや洗面台等の蛇口から水漏れが発生していないか点検します。

●対応

水漏れを発見したら、タオルを敷くなど応急処置を し、施設所管課に連絡しましょう。



コンセント・コード

□コンセントの差込口に異常はありませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

●視点

コンセントの差込口にひび割れがあったり、プラグを入れたときゆるくなったりしていないか点検します。

●対応

コンセントのプラグが著しくぐらついたり、熱くなる場合は、使用を中止し、施設所管課に連絡しましょう。



□コードを束ねたまま電気製品を使用したり、使用限度を超 えるタコ足配線をしていませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

●視点

コードを束ねたまま電気製品を使用したり、使用限度を超えたタコ足配線をしていないか点検します。

●対応

消費電力が多い電気製品はコンセントを分けるなど して一つのコンセントに負荷がかかりすぎないよう にしましょう。一つのコンセントの容量は約 1,500Wです。



換気扇

☑換気扇から異音がしたり、著しく汚れていませんか

オススメ点検時期

毎日・行事前

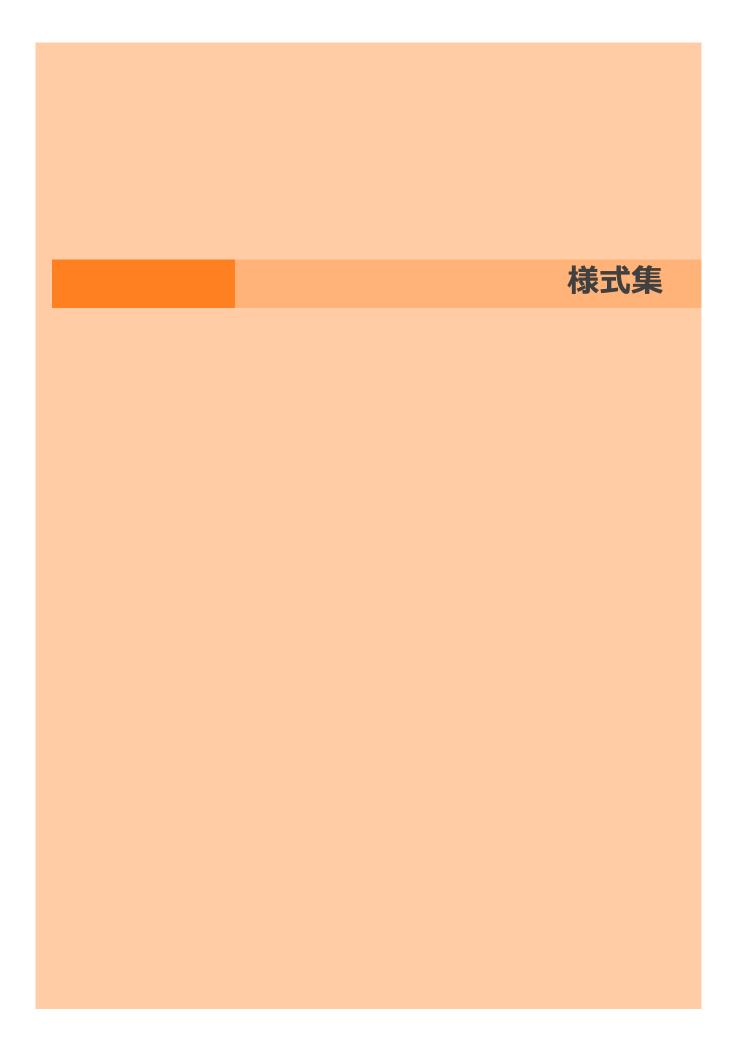
●視点

異音がする換気扇は、長時間使用し続けるとモーター部分の磨耗を更に進める恐れがあります。換気扇が著しく汚れたり、ファンが回転する際に異音がしないか点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、清掃をしたり、モーターの軸の部分に潤滑油を拭き付けてみてください。それでも改善しない場合は、施設所管課に連絡しましょう。





日常点検のポイント

施設の保全のために、特に日々気をつけてチェックしていただきたいポイントについて まとめました。安全で事故のない施設のため、皆さんでチェックしましょう。

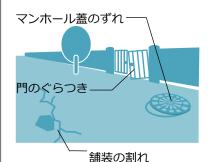
異常を見つけたら 下記までご連絡ください ○○課○○係

2000-0000

点検日/平成

日()

屋外の点検





人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所 は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。

MI)



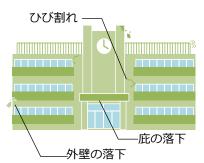
人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所 は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。



③ 門やフェンスの傾き・腐食・変形

ぐらつきがあり倒れそうな場合は、カラーコーンなどで注意喚起を して早急に修理しましょう。

建物外部の点検



() 4 外壁や庇(ひさし)の亀裂・浮き

人が歩くルートの壁や庇を確認しましょう。落下しそうな部分を見 つけた場合は、直下を立入禁止にし○○課に連絡して下さい。



(5) 金属製の手すり・金具の傷みやぐらつき

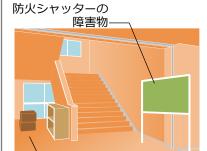
触った人が落ちる可能性はありませんか。取り付けているものが落 ちそうになっていませんか。



⑥ エアコン室外機の異常音・異臭等

いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していま せんか。

建物内部の点検



避難経路の荷物

⑦ 高所にあるものの落下

エアコン・電気器具など、上部にあるものに傷みやぐらつきはあり ませんか。天井点検口はきちんと閉まっていますか。



⑧ 避難経路(防火戸・廊下・階段・非常口)

避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物があ る場合はすぐに移動させましょう。



⑨ 避難器具(避難はしご・救助袋)

器具の周囲や着地点に障害物がありませんか。障害物がある場合は すぐに移動させましょう。



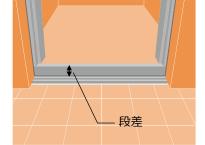
⑩ 消防設備等(消火器・消火栓・火災報知器・排煙オペレーター)

各設備の操作に障害となる物はありませんか。障害物がある場合は すぐに移動させましょう。



(11) エアコン室内機の異常音・異臭等

いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していま せんか。



(12) ガス漏れ警報器の電源・有効期限

電源が落ちていたり、有効期限が切れていませんか。 有効期限が切れていたら、ガス会社に連絡してください。



(3) エレベーターの出入口

出入口に段差が発生していませんか。異常がある 場合は、すぐに使用禁止とし○○課に連絡してください。

周期点検のポイント(梅雨・台風前)

梅雨の長雨や、台風の強風と大雨に備えた点検のポイントについてまとめました。 また、水泳授業の始まる前にプールの点検をしましょう。

○○課○○係

200-0000

点検日/平成 年 日() 月



う。濡れている場所があれば、漏水の可能性があります。

周期点検のポイント(学校行事前)

大勢の方が集まる学校行事に先立ってチェックしていただきたいポイントをまとめまし た。安全で事故のない学校行事を実施するために、年に2回ほど行いましょう。

異常を見つけたら 下記までご連絡ください ○○課○○係

2000-0000

点検日/平成 年

月 日() ① 舗装のひび割れ・陥没・損傷 屋外の点検 体育館の周辺や運動場の外周など、日常点検していない場所も改め ηЩ, て確認しましょう。来校者が多い通路は特に気をつけましょう。 ② 手すりのぐらつき・腐食・損傷 待機場所や観覧席、トイレへの通路など、お年寄りや幼児などが寄 りかかって転倒することを防ぎましょう。 ③ 門やフェンスの傾き・腐食・変形 普段使用していない門やブロック塀、フェンスも確認しましょう。 駐輪場や待機場所となる周囲は特に注意してみましょう。 4 防球ネット、掲揚台、遊具のぐらつき・腐食・変形 外部に設置されている工作物が原因の怪我を防ぎましょう。異常を 見つけた場合は近づけないよう注意喚起しましょう。 (5) 樹木の根本の腐朽・支柱の錆びや腐食 根本から倒れると危険です。通路や人溜りになる場所は特に注意し ましょう。 ⑥ 側溝や排水溝の詰まり イベントをきっかけに、日常点検していない範囲も確認しましょう ⑦ 高所にあるものの落下 通路や観覧席付近などに上からの落下の危険性はありませんか。外 灯やスピーカーなどの金具の確認をしましょう。 ⑧ 体育館や屋外の放送設備の不具合 体育館内部の点検 予行演習の際に発覚しても間に合いません。非常放送も含めて早め に確認しましょう。 9 体育館の床の段差・ささくれ 来校者はスリッパを利用されます。運動靴よりも脱げやすいので、 改めて確認しておきましょう。ささくれは撤去しておきましょう 10 トイレの漏水・異臭等 漏水や照明の球切れはありませんか。臭いがこもっていませんか。 学校特有の点検 法定点検での指摘事項や、学 校ごとに特有のことから必要 な項目があれば加えましょ

う。

周期点検のポイント(避難訓練前)

避難訓練の前にチェックしていただきたいポイントについてまとめました。避難器具や 消火設備の場所を確認しておきましょう。 異常を見つけたら 下記までご連絡ください ○○課○○**係**

200-0000

点検日/平成

年

日()

①避難経路の障害物・可燃物 屋内の点検 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物があ る場合はすぐに移動させましょう。 ② 防火戸周辺の障害物・可燃物 現難祭 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物があ る場合はすぐに移動させましょう。 ③ 避難器具・消火設備・非常ベル・排煙窓周辺の障害物 各設備の操作に障害となる物はありませんか。障害物がある場合は すぐに移動させましょう。 | ④ 非常用進入口前の障害物 周囲に障害物がありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させ ましょう。 5 非常用照明や誘導灯の破損・球切れ 避難の際の重要な目印です。点検のうえ、球切れの場合はすぐに交 換して備えましょう。 ⑥ 屋外階段の障害物・可燃物 建物外部の点検 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物があ る場合はすぐに移動させましょう。 ⑦ 屋外階段の亀裂・錆び等 普段、頻繁に利用しないので、訓練前に点検しましょう。異常があ る場合は○○課に連絡してください。 ⑧ 前回指摘事項の経過観察 学校特有の点検 災害時に危険な個所とならないか経過観察を行い、劣化等が進行し 法定点検での指摘事項や、学 ている場合には○○課に相談しましょう。 校ごとに特有のことから必要 な項目があれば加えましょ う。

一 避難経路を点検する際の視点

- 避難訓練時に使わない経路も忘れずに点検しましょう
 - 1つの経路が使用不能となった場合に備えて、教室からの避難経路は原則2つ以上設けられています。
- 児童生徒だけでも避難できるようにしておきましょう

外階段に出るためのドアや、階段室1階から外へ出るためのドアは、ほとんどの場合で避難経路となっています。いつでもだれでも内側から開けられる状態にしておく必要があります。

● 廊下も重要な避難経路です できるだけ物を置かない。 ☆うにしましょう。

周期点検のポイント(平常時①)

法定点検は時点の点検でしかありません。施設を安全に保つためには施設関係者の継続 した点検が必要です。年に1回以上皆さんでチェックしましょう。

異常を見つけたら 下記までご連絡ください ○○課○○係

2000-0000

日()

点検日/平成

屋外の点検



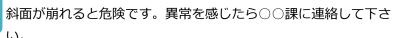
① 擁壁のふくらみ・ 亀裂



ふくらみや大きな亀裂はありませんか。水抜きパイプは詰まってい ませんか。擁壁の不具合につながります。○○課に連絡してくださ



② 斜面の亀裂・変形・沈下

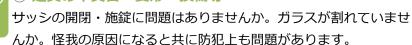








③ 建具の不具合・変形・損傷等







4 ポンプ・タンク類の変形・異常音・異臭

設備機器のある位置、警報の出る場所を知っておきましょう。基礎 や取付部分に損傷がないか、水漏れがないか確認しましょう。





⑤ 高架水槽・受水槽の変形・異常音・異臭

設備機器のある位置、警報の出る場所を知っておきましょう。基礎 や取付部分に損傷がないか、水漏れがないか確認しましょう。





6 キュービクル・分電盤・配電盤の異常音・異臭・発熱

外部から目視でわかる範囲で結構です。いつもと違うことを感じた ら○○課に連絡してください。

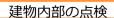




⑦ 電気幹線のはずれ・垂れ下がり・損傷

外部から目視でわかる範囲で結構です。異常感じたら○○課に連絡 してください。





18 床・壁のささくれ・段差

床や壁に突起や段差ができていませんか。床のシートがよれて段差 になっていませんか。ちょっとしたことが怪我の原因になります。





9 トイレや蛇口まわりの漏水

外部や内部を問わず、トイレや蛇口まわりに漏水はありませんか。 水たまりになると滑って危険です。すぐに止水しましょう。



⑩ コンセントやガスコックのカバーの損傷・紛失

感電やコックが破損してのガス漏れなど危険です。すぐに修理しま しょう。



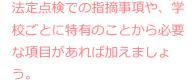


⑩ 換気扇の故障

変な臭いは異常音がありませんか。正常に作動していますか。適切 な換気が必要です。すぐに修理しましょう。



学校特有の点検





周期点検のポイント【平常時②】

法定点検は時点の点検でしかありません。施設を安全に保つためには施設関係者の継続した点検が必要です。年に1回以上皆さんでチェックしましょう。

異常を見つけたら 下記までご連絡ください ○○**課**○○**係**

200-0000

点検日/平成

年 月 日()

建物外部の点検





基礎は沈下していませんか。基礎のコンクリート面に著しいひび割れはありませんか。土台の木材に著しい腐食はありませんか。

V

② 外壁に緊結された看板、空調室外機の劣化

看板もしくは空調室外機自体に著しい錆又は腐食はありませんか。

~

③ 屋上・屋根面の劣化



ηŊ

防水シートの浮き、破れはありませんか。保護コンクリートの劣化、雨漏りはありませんか。屋根鉄板の錆又は腐食はありません

V





避雷針又は避雷導線の腐食、破損又は破断はありませんか。

~

西野 大は 西田 学家の 肉良



⑤ プール等のテント膜の劣化 テント膜に破れや水溜り、接合部の剥がれはありませんか。

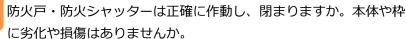
V

建物内部の点検

防水シートの浮き



■ ⑥ 防火戸・防火シャッターの劣化・損傷



<u>r</u>

⑦ 壁面や床面の劣化・損傷



壁や床にひび割れや浮きはありませんか。コンクリートの壁面は、 打診棒などで叩いて浮きがないか確認しましょう。 **V**

⑧ 木製の壁・床面の白蟻被害



木材に著しい腐朽、損傷等はありませんか。木造の建物であれば、 緊結金物の錆・腐食がないか、あわせて確認しましょう。 ~

9 天井のずれ・ひび割れ・しみ等



天井にずれ、ひび割れ、漏水跡はありませんか。軒裏等、直接風雨 にさらされている部分は優先して確認しましょう。

V

10 アスベストの飛散防止措置の劣化・損傷



アスベストを封じ込めている囲い込み材に亀裂や剥落等の劣化がないか確認しましょう。

V

耐震点検・その他

天井の漏水跡



① 非構造部材の点検

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)のチェック リスト(別紙1)を活用し、点検をしましょう。 ~

② 飲料用及び排水の配管・給湯設備の点検



配管から出る水は赤く濁っていませんか。漏水はありませんか。

~

(3) 煙突内の断熱材の脱落・損傷



煙突内側の断熱材は脱落していませんか。また、アスベスト含有の 恐れがあるものは、専門業者に依頼し確認しましょう。

V

不具合箇所報告&対応記録シート

施設名						施設No	2		
担当者			電 話			プロロス「NC	J.		
▼不具合箇	所の韓	服告		報告日/	平成	年	月	日	()
π# <i>/</i>		検 日		不具合の	場所				
平成		月	日 ()						
不具合の内容									
不具合箇所の写	真		拡大写真			過去に類例	以の不具合	うが生じた	きこと
			加入子具			があるか	o / _		
)(年 」 □不明		
						教育委員会		7	
							年 月	日)	
		L							
▼対応の記	録			対応日/	平成	年	月	日	()
対応の方法			善等 (修繕費 よる改善 🗆			修繕業者名 (<u> </u>)
		は日本日には	×om= □	心志处但		()
対応の内容									
						過去に類例	ハシャ・ド	5亿~七·	7 L-13
対応箇所の写真	Į		拡大写真			過去に類形	りいしょうかい	と行うため	_ <i></i>
)(年	月頃)	
						□なし	」 □不明	J	
						備考			

不具合箇所報告&対応記録シート

記入例

施設名		〇〇高校	施設No	01-1234	
担当者	00	電話	12-3456	ルルラス いいしょ	01 1254

4		4	笞	ᆵ		非已	4
7	ㅊ		固	加	UJ	報	曰

報告日/ 平成 27 年 1 月 30 日 (金)

	TK LI LI / I	/////////////////////////////////////
点 検 日 平成 27 年 1 月 29	ト 日 (木) 不具合の場所	所 A棟の屋上
不具合の内容 防水シートが破	れている(50cm程度×2箇	前所)
不具合箇所の写真	拡大写真	過去に類似の不具合が生じたことがあるか □あり(年月頃) ■なし□不明 教育委員会の回答 (平成27年1月30日) 【施設課の指示】 ・修繕が必要。 ・見積書をとり、報告のこと。 (予算令達予定)

\blacksquare	対	応	ത	記	録
----------------	---	---	----------	---	---

対応日 / 平成 27 年 2 日 20 日 (全)

יטם כטיטוונית א	E-3\		אווינא רוא	十以	2/ 午	Z F	7 20	ш	(亚)
対応の方法	■予算を伴う修	繕等 (修繕費	100,00	00 円	、修繕業	者名	FM防水	(株))
A1 (((\frac{1}{2})) (\frac{1}{2})	□施設管理者に	よる改善 □/	応急処置	□そのイ	也 ()
対応の内容	防水シートの亀	裂部分の補修							
対応箇所の写真		拡大写真			過去に	類似の対	対応を行っ	ったこ	ことが
					あるか				
						あり (年 月頃)	
					■ 7.	なし □	□不明		
					備考				
					ー 修繕業	者より、	数年以內	丸に防	īzkの
							こ方が良い		
					エ曲は			ر ک	· / 1
					7/1/20	ט'ע.			

点検チェックリスト(学校用)

≪点検結果≫ A : 異常は認められない、または対策済み

B: 異常かどうか判断がつかない、わからな

い

点検日			通し都	5号	
記入者名					
点検箇所	棟名			階	
(該当に〇)	屋内廊下	運動場 普通 昇降口	教室 外部	特別教室 その他	
室名					

									1 1	
				 脱落	変形	びた ※ 該当 剥離	₩に○	変質		
番号		点検項目	点検の種類	・ボーボー ・ボーボー ・ボーボー ・ボール ・ボール でいる でいる でいる	変ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ き ん ん で い る る っ て い る る る る る る る る る る る る る る る る る る	・ 切れれている るる る	え・ ・ ・ ・ まがている る る	点検結果 (A・B・C) ※該当結果にO	特記事項 (具体的な異常 箇所·状態等)
Ι.	天井									
	天井	天井(天井仕上げボード、モルタル 等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異 常は見当たらないか。	劣化						A·B·C	
	照明器具照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は 見当たらないか。	劣化						A·B·C	
Ⅲ.	窓・ガラス						8			
1	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見 当たらないか。	劣化						A·B·C	
2	窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、 著しく重いなどの異常がないか。	劣化			/			A·B·C	
3	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはか かっているか。	使い方						A·B·C	
4	窓ガラス周辺	地震時に衝突するおそれがあるも のを窓ガラス周辺に置いていない か。	使い方						A·B·C	
5	扉など	教室の扉など、内部建具に変形、 腐食、ガタつき等の異常は見当た らないか。	劣化						A·B·C	
IV.	外壁(外装材)									
	外壁(外装材)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は 見当たらないか。	劣化						A·B·C	
V .	内壁(内装材)									
	内壁(内装材)	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は 見当たらないか。	劣化						A·B·C	
	設備機器 放送機器·体育器 具	本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか。	劣化						A·B·C	
2	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。	劣化						A·B·C	
WI.	テレビなど			-						
1	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に 固定されているか。	耐震性						A·B·C	
2	棚置きテレビ・パ ソコン等	テレビ・パソコン等の転倒・落下防 止対策を講じているか。	耐震性						A·B·C	
3	キャスター付きの テレビ台など	テレビ台や電子黒板、キャスター 付きの台などの移動・転倒防止対 策を講じているか。	耐震性		72				A·B·C	

				劣化状況 ※該当欄に〇					
			脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質]	
番号	点検項目	点検の種類	・ずれている ・垂れている ・落ちそう	・ガタついている ・かいている ・かいる ・かかんでいる ・がんでいる ・がんでいる ・がりんでいる	・膨らんでいる ・ふかふかする	・切れている ・切れている ないいる ・ひび割れている	・鋳びている・腐っている	点検結果 (A・B・C) ※該当結果にO	特記事項 (具体的な異常 箇所・状態等)
Ⅷ. 収納棚など									
① 棚・ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	耐震性						A·B·C	
②棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか。	使い方						A•B•C	
③ 薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防 止対策を講じているか。	使い方						A•B•C	
IX. ピアノなど									
① ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を 講じているか。	耐震性						A·B·C	
X. エキスパンション・	ジョイント								
① エキスパンション・ジョイントのカバー材	エキスパンション・ジョイントのカ バー材が変形又は外れていない か。	劣化						A·B·C	
	エキスパンション・ジョイント及びそ の周辺に物を置いていないか。	使い方						A·B·C	
※点検	項目を追加する場合	は	以下の相	闌を活用	してくだ	さい。			

【地震被災時点検フロー】(県立学校の場合)

平成29年3月作成 熊本県教育庁施設課

下記に示すのは、地震で被災した学校施設の応急危険度判定実施に至るまでのフローです。 これは、最初の地震で被災した建物の被害状況を見極め、その後の地震(余震)に対する安全性を確 保するために実施するものです。

(凡例) : 学校が対応する部分

|:教育委員会が対応する部分



【緊急判定・緊急措置チェックリスト(教職員用)について】

平成29年3月作成 熊本県教育庁施設課

緊急判定・緊急措置チェックリスト(教職員用)は、下記の2種類があります。

① 鉄骨造用

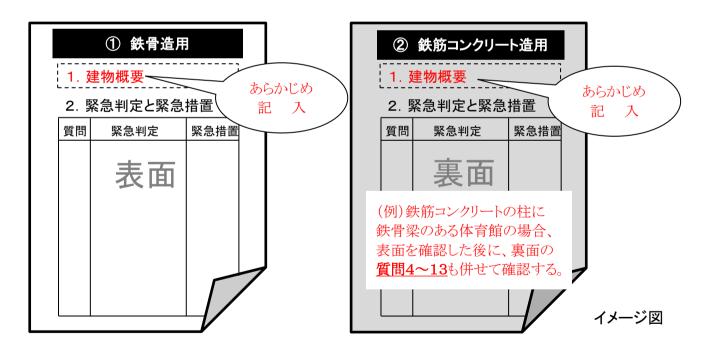
② 鉄筋コンクリート造用

<重要>

あらかじめ、チェックリストの<u>1. 建物概要の部分を記入</u>し、紙ベースで備え付けておいてください。 建物の構造に応じてチェックリストを使ってください。(下記参照)

点検する建物	使用するチェックリストの種類					
鉄骨造の <u>体育館</u> 、 <u>校舎</u>	① 鉄骨造用					
柱や壁が鉄筋コンクリート造で、 屋根や梁が鉄骨造の <u>体育館</u>	① 鉄骨造用 ② 鉄筋コンクリート造用 (質問 4.~13を確認)					
鉄筋コンクリート造の <u>体育館、校舎</u>	② 鉄筋コンクリート造用					
木造の <u>体育館</u> 、 <u>校舎</u>	① 鉄骨造用					
木造であるが、一部鉄筋コンクリート 造の壁等がある <u>体育館、校舎</u>	① 鉄骨造用 ② 鉄筋コンクリート造用 (質問 4.~13を確認)					

チェックリスト ①鉄骨造用と ②鉄筋コンクリート造用 を両面印刷し、1棟で1枚とします。 (ただし、構造に応じてチェックするため、表面もしくは裏面の、片面だけの使用となる建物もあります。)



点検終了後、県立学校の場合は、早急に教育委員会(施設課)へ報告してください。

問い合わせ 窓口

施設課 技術係 TEL 096-333-2716 FAX 096-384-9116

施設課 施設管財係 TEL 096-333-2715 FAX 同上

E-mail sisetukanzai@pref.kumamoto.lg.jp

① 鉄骨造用

緊急判定・緊急措置チェックリスト(教職員用)

1 建物概要

	文名:	=	施設台帳番号	•	棟名:		建築年	
, 所	、 			•	- NV-11 •			<u>·</u> <↑欄外 *注意 参照>
電話	,	AX:		E-r	nail:			
地上		搭屋	階、建築	面積	m²、延	べ面	積 m²	
		7	, , , , , , , ,		, , , _			
2. !	緊急判定と緊急措置							
記ノ	【者:						·	_年月日時分
	※ 避難所使用の可否	が出	新する提合・	ランノ				_年月日時分
	使用不可としてください			<u>/ </u>	/ H III (0/4 0 (a	* 771	13人47十月時170.	·····································
	<判定> ランクⅡがある	5場合						
								入禁止としてください。
					ては、特に注意し			くにさい。 は「②鉄筋コンクリート造用」
	のチェックリストを)		HIP 25 (= 1	
	質問				緊急判定	_		緊急措置
1			ランク I いいえ	П	ランクⅡ 生じた		ランク Ⅲ ひどく生じた	
1.	建物周辺に地滑り、がけ 崩れ、地割れ、液状化		V V Z		生しに		ひとく生した	■ランクⅢがある場合 ①児童生徒を安全な場
	などが生じましたか。							所に避難させる
2.	建物あるいは周辺地盤		いいえ		10~20cm程度		20cm以上	②建物およびその周辺を
3	が沈下しましたか。 建物が傾斜しましたか。		いいえ		傾斜しているよ		明瞭な傾斜	全面立入禁止とし、ロープ等で立入禁止区域を
	-		· · /C		うな感じがする		.\1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	表示する
4.	庇、バルコニー等が壊		いいえ		壊れている	∃	落下した	②教育委員会へ被害報
	れましたか。 外壁や仕上げ材が壊れ		いいえ		壊れている		落下しそう 落下した	告を早急に行う ■ランクⅡがある場合
э.	か壁や仕上り材が暴心ましたか。		V 'V 'え				洛下した 落下しそう	①児童生徒を安全な場
6.	間仕切り壁が壊れました		いいえ		壊れている		大きな割れや	所に避難させる
	か。		 いいえ		. L.)		落下あり	②教職員の一時立ち入りを除き、児童生徒等の建
7.	床が壊れましたか。		いいス		少し傾斜 少し沈下		大きな傾斜 大きな沈下	物内への立ち入りを禁止
8.	柱が壊れましたか。		いいえ		落下した		大きな傾斜	"""し、ロープ等で立入禁止
					落下しそう		大きな沈下	区域を表示する ③教育委員会へ被害報
9.	鉄骨とコンクリートの接		いいえ		コンクリートが ひび割れてい		コンクリートの	生またる
	合部分が壊れましたか。				るが剥落等は	П	大きなひび割コンクリート破	※熊本地震では、本震で
					みられない		片の落下	屋根のトラス部材が落下
	壁面のすじかいが切れましたか		いいえ		曲りがあるが破りなけない		すじかいやボルトの破断	した事例があります。 部材の若干の変形、落
11.	ましたか。 内側から見える屋根材		いいえ		断はない 曲りがあるが破		破断したすし7	
	に変化がありましたか。				断はない		いの垂れ下り	確認された場合は立入
12.	ガラスが割れましたか。		いいえ		ボルトの落下 数枚割れた		や落下 たくさん割れた	<u>禁止です。</u>
	窓やドアが壊れました		いいえ		開閉しない		72 (210 114 010	■ランクⅢがある場合
					開閉しにくい			①児童生徒を安全な場
14.	天井・照明・吊り物等が 落下しましたか。		いいえ		傾いている		落下した	
15			いいえ		落下しそう 倒れた			******童生徒等の立ち入りを禁
10.	水央サル・国和Uよしにか。				倒れそう			止し、ロープ等で立入禁
16.	漏水がありますか。 ガス漏れがありますか。		いいえ		一部		大規模	■ 止区域を表示する■ ③破損物品の撤去、転
17.	ガス漏れがありますか。		いいえ いいえ				あり 発生した	倒・落下危険物の点検と
18. 10	火災は発生しましたか。 その他の被害	•	いいえ :状況:		——— 		発生した	
13.	て ・	以古	かくわに・					の閉鎖を行う ④教育委員会への被害
								報告を行う
		<u> </u>				<u></u>		■ランクⅡがある場合
			危険無し		少し危険	Ш	危険	前記②~④を行う

② 鉄筋コンクリート造用

緊急判定・緊急措置チェックリスト(教職員用)

1. 建物概要

学校名:		施設	台帳番号:	棟名:	建築	戶年:				
所 在	地:					< 1	欄外	* 注意	参照	
電話:		FAX:	E-ma	ail:						
地上	階、地下	階、搭屋	階、建築面積	m^2	延べ面積	m²				
2. 緊急 記入者:	判定と緊急措	造			地震発生日時:					
					記入日時:	年	月_	月	.時	_分

<判定> ランクⅡがある場合は「要注意」です。児童生徒等の建物内への立ち入りを禁止してください。 ランクⅢが一つでもある場合は「危険」です。建物およびその周辺を全面立入禁止としてください。 *注意 昭和46年以前に建築された建物については、特に注意して被害を確認してください。

£€ 11		取 4 ## ==			
質問	ランク I	ランクⅡ	ランクⅢ	緊急措置	
 建物周辺に地滑り、が け崩れ、地割れ、液状 化などが生じましたか。 	口いいえ	□ 生じた	□ ひどく生じた	■ランクⅢがある場合①児童生徒を安全な場所に避難させる	
2. 建物あるいは周辺地盤 が沈下しましたか。		□ 10~20cm程度		②建物およびその周辺 を全面立入禁止とし、	
3. 建物が傾斜しましたか。	□ いいえ	□ 傾斜しているよう な感じがする		ロープ等で立入禁止区 域を表示する	
4. 柱が壊れましたか。	□ いいえ	□ コンクリートがは がれている □ 大きなひび割れ □ 中の鉄筋が露	□ 柱が潰れている □ 鉄筋の湾曲や 破断が見られる □ 窓枠の湾曲	③教育委員会へ被害報告を早急に行う ■ランクⅡがある場合	
5. 壁が壊れましたか。	□ いいえ	□ 中の鉄筋が路 □ コンクリートがは がれている □ 大きなひび割れ □ 中の鉄筋が露	□ 監督の得曲	①児童生徒を安全な場所に避難させる ②教職員の一時立ち入りを除き、児童生徒等の	
6. 床や梁が壊れました	□ いいえ	□ 少し傾斜□ 少し沈下	□ 明瞭な傾斜 □ 明瞭な沈下	建物内への立ち入りを 禁止し、ロープ等で立入	
7. 庇、バルコニー等が壊 れましたか。	□ いいえ	□ 壊れている	□ 落下した□ 落下しそう	禁止区域を表示する ③教育委員会へ被害報 告を行う	
8. 仕上げモルタルが落下 しましたか。	□ いいえ	□ 落下した□ 落下しそう	———	D.G.11)	
9. 建具やドアが壊れまし たか。	□ いいえ	□ 開閉しない □ 開閉しにくい		■ランクⅢがある場合 ①児童生徒を安全な場	
10. ガラスが割れましたか。	□ いいえ	□ 割れた□ 飛散しそう		所に避難させる ②破損物品の周辺は児	
11. 天井・照明・吊り物等が 落下しましたか。	□ いいえ	□ 落下した□ 落下しそう		童生徒等の立ち入りを 禁止し、ロープ等で立入 禁止区域を表示する	
12. 実験棚などが倒れまし たか。	□ いいえ	□ 倒れた □ 倒れそう	———	票正区域を表示する ③破損物品の撤去、転 倒・落下危険物の点検と	
13. 塀が倒れましたか。	□ いいえ	□ 倒れた□ 倒れそう	———	固定、ガラス・水道の元 栓の閉鎖を行う	
14. 漏水がありますか。	□ いいえ	□一部	□ 大規模	④教育委員会への被害	
15. ガス漏れがありますか。	□ いいえ		口あり	報告を行う	
16. 火災は発生しましたか。	□ いいえ		□ 発生した		
17. その他の被害	被害状況:			■ランクⅡがある場合	
	□ 危険無し	□ 少し危険	□ 危険	前記②~④を行う	

防災主任について

様々な災害から児童生徒の命を守り抜く学校防災体制の強化



校長のリーダーシップのもと組織として学校防災を推進する体制の整備



防災主任

学校防災体制の推進をコーディネートする 教職員

【防災主任の役割】

- ① 学校防災の計画作成に関すること(学校安全計画等の見直し・改善等)
- ② 防災教育の推進に関すること (防災教育の授業研究の推進及び防災教育関連資料の提供 等)
- ③ 実践的な避難訓練の計画・実施に関すること (緊急地震速報を活用した避難訓練や引き渡し訓練、地域と連携した避難訓練 等)
- ④ 学校防災マニュアルの見直し・改善に関すること(学校防災マニュアル見直し・改善のための検討会の実施等)
- ⑤ 学校防災の研修会に関すること (研修会への参加及び校内研修の企画、実施 等)
- ⑥ 学校運営協議会等における学校防災に関すること (防災に関する学校運営協議会等への参画 等)
- ⑦ 地域・関係機関等との連絡調整・連携推進に関すること(訓練の実施や学校防災マニュアル見直し・改善、災害対応に関する協議 等)
- ⑧ その他、学校防災の推進に関すること

【校務分掌への位置付けについて】 役割を整理し、総務部や健康教育 部等関連のある校務分掌(部・係) に含めることなどが考えられる。ま た、学校の実態や規模に応じて、関 連する役割と兼任することもあり 得る。

【防災主任の研修について】

毎年実施している防災教室講習会に加え、新たに年2回の主任研修を計画している。

ただし、主任研修については、公立小・中学校及び県立学校の1/3程度を対象に実施し、3年間で全ての学校が受講する計画としている。

【防災主任の手当について】 教育業務連絡指導手当支給対象外 である。 防災主任を核とした学校・地域・関係機関の連携イメージ



28文科初第1353号 平成29年1月20日

各都道府県教育委員会 各指定都市教育委員会

殿

文部科学省初等中等教育局長 原 藤



大規模災害時の学校における避難所運営の協力に 関する留意事項について(通知)

本年度は、熊本県熊本地方や鳥取県中部を震源とする地震や数多くの台風等により、大 規模災害が発生しましたが、その際、地域コミュニティの中心である公立学校が避難所と なり、数多くの避難者を受け入れ、学校の教職員が避難所運営に協力したと承知しており ます。

大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保 とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであ り、避難所(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる ことが想定される避難所(以下「福祉避難所」という。)を含む。)の運営については、一 義的には、市町村の防災担当部局や福祉担当部局等(以下「防災担当部局等」という。) が責任を負うものであります。

しかしながら、これまでの大規模災害の経験を踏まえれば、発災直後には被害状況の把 握に迫われるほか、道路だけではなく通信、電気、ガス、上下水道をはじめとしたライフ ラインの寸断等により、現実的には市町村の防災担当部局等が直ちに避難所運営の十分な 体制を整えることが困難であること等もあり得ます。そのため、今後も、発災から一定期 間は学校の教職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざる を得ないことが予想されますが、教職員が避難所運営に協力し、円滑に防災担当部局等又 は住民の自主運営へと移行すれば、早期の学校再開につながり、児童生徒等が日常生活を いち早く取り戻すことができます。また、特に特別支援学校においては、障害者が利用す るに当たっての配慮も進んでいること等から、福祉避難所となることも想定されます。

文部科学省では、これまでも阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害時の実態

や得られた教訓から、学校やその設置者において適切な対応がなされるべく検討を行ってきたところです(【参考資料】参照)。これまでの取組も踏まえ、大規模災害発生時における学校の避難所運営について、下記のとおり留意事項を取りまとめました。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、本件について十分な周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行うようお願いします。

併せて、本通知は、内閣府(防災担当)から都道府県の避難所運営を担当する部局に周知をお願いしているところです。

なお、学校及びその設置者が避難所運営の協力に当たり、必要な取組を進めるために、 学校施設における避難所機能の確保や教職員の防災意識、危機管理意識を醸成できるよう な研修等の実施について要望をいただいているところです。文部科学省では、平成28年 熊本地震の発生に伴い学校施設の耐震対策や防災機能の確保等、今後の学校施設の整備方 策について「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置し検討を 行ってきたところです。今後も要望を踏まえ、引き続き、国として取組を進めることとし ています。

記

1. 学校が避難所になった場合の運営方策について

大規模災害が発生した場合は、学校が市町村により避難所として指定されているか否かに関わらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定される。これまで文部科学省においては、「学校等の防災体制の充実について 第二次報告」(平成8年9月 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議)(以下「第二次報告」という。)において、学校が避難所となる場合の運営方策(以下「学校避難所運営方策」という。)をまとめている。そのため、学校保健安全法第29条に基づく学校防災マニュアルに学校避難所運営方策が盛り込まれているところもある。学校避難所運営方策については、改めて防災担当部局等及び地域住民が組織する自主防災組織と連携して、教育委員会及び学校において、以下の留意事項を踏まえて検証・整備を行う必要がある。

- (1)教育委員会及び学校は、市町村から避難所として指定されているか否かに関わらず、学校が避難所になった場合を想定して、学校避難所運営方策の検証・整備を行うこと。その際、教育委員会は、学校が当該方策を検証・整備する際に必要な事項等を示すことや、防災担当部局等に協力を依頼したりすること等、必要な支援を行うこと。 (2)学校避難所運営方策の検証・整備については、平成28年4月に内閣府(防災担
- 当)が作成した「避難所運営ガイドライン」や市町村が作成している避難所運営マニュアル、平成24年3月に文部科学省が作成した「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」、第二次報告等も参考にしながら、次の各事項についても十分な内容であるか確認すること。その際、児童生徒等が在校中に学校が避難所となり、

児童生徒等と教職員の安否確認や避難誘導等と同時に行われる場合も想定しておくこと。

- ① 教職員の具体的な参集・配備の在り方や役割分担
- ② 学校が避難所になった場合の開設や組織の立ち上げについての方法
- ③ 教育活動の円滑な再開を見据えた、避難所としての学校施設の利用計画(救護室や仮設トイレ等の避難所として必要なスペースの設置場所、避難者による駐車及び救援物資の搬送等に関わる車両の進入等の場所の検討等)
- ④ 学校施設・設備の被害状況の把握方法
- ⑤ 避難者の把握方法
- ⑥ 主として高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者やペットを連れた避難者への対応
- ⑦ 水や食料等の確保や備蓄品の配分方針及び方法
- ⑧ 防災担当部局等や教育委員会との情報連絡の在り方
- ⑨ 地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整及びPTAや避難者等との情報共有の在り方
- (3) 教育委員会及び学校は、学校防災マニュアルと併せて学校避難所運営方策についても、より実践的かつ実効性あるものにするために、類似の自然災害が予測される学校等における相互検証や有識者等の外部人材による検証、年度当初に学校防災マニュアルや学校避難所運営方策を踏まえた訓練を行う等の検証等を通じて、不断の見直しを行うとともに、その内容について教職員はもとよりPTA等にも共通理解を図るように努めること。
- (4) 教育委員会及び学校は、学校避難所運営方策について、 防災担当部局等と協力して、地域住民が組織する自主防災組織、医療機関をはじめとした関係機関と共有を図るよう努めること。

2. 学校の組織体制の整備について

発災時には学校防災マニュアルや学校避難所運営方策に基づき、全教職員は児童生徒等と教職員の安全確保、安否確認、避難所運営への協力や教育活動再開の準備等の対応に組織として取り組むことが求められる。

そのため、以下の留意事項を踏まえて、発災時の学校の組織体制の在り方と校長を責任者として核となる教職員を中心に学校安全や防災を推進する体制を検証・整備し、役割分担を明確にすることが必要である。

- (1) 教育委員会及び学校は、各学校において発災時における教職員の具体的な参集・ 配備の在り方について、検証・整備すること。豪雨等による水害・土砂災害の発生が 懸念される場合には市町村による避難情報の発令や住民の自主避難等により、発災前 に避難所が開設される場合があることについて留意すること。また、大規模災害が発 生した場合には教職員自身が被災者になり行動がとれない場合等、事前に組織した校 内体制が十分機能しない場合についても留意すること。
- (2) 教育委員会及び学校は、大規模災害に備えて、各学校において学校安全や防災を

推進する教職員・組織を校務分掌上明確にする等、組織として取り組むための体制について検証・整備すること。また、教育委員会は、必要に応じて、全ての学校において共通にとるべき組織体制の在り方について検討すること。例えば、宮城県では、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて、県内全ての公立小中学校に防災主任を配置し、防災訓練や学校における避難所運営のための関係機関との調整等を行っており、そのような取組を参考にすることも有効であること。

3. 災害時における教職員の避難所運営への協力業務と教職員の意識の醸成について

大規模災害の発生時において、直ちに市町村の防災担当部局等が職員を派遣して学校における避難所を運営することは困難な可能性が高い。学校が避難所運営に関して費用面で負担することはないものの、やむを得ず発災から一定期間は施設管理という点も踏まえて学校の教職員が避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想される。そのような事態になっても防災担当部局等と連携・協力して学校や教職員が的確に避難所運営の協力業務ができるよう、以下の留意事項を踏まえて、必要な取組等を進めていくことが必要である。

- (1) 教育委員会は、災害時に避難所運営の協力業務に従事することはあくまで防災担当部局等の役割を補完する措置であって、教職員が、児童生徒等の安否確認や学校教育活動の再開等の本来業務に専念できるように、防災担当部局等に速やかに担当職員を派遣できるよう調整を行うこと。
- (2) これまでの大規模災害において、教職員が避難所運営の協力業務として、主に
 - ・避難者の把握と名簿の作成
 - ・避難者の誘導や学校施設内の夜間を含む安全確認
 - ・教職員、地域の自治組織の代表やボランティア等を中心とした避難所運営のため の組織の立ち上げ
 - ・関係機関への情報伝達と報告
 - ・備蓄品や救援物資の管理と仕分け、配布
 - ・地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整

等の業務を行っていることから、教育委員会は、そのための事前の準備や発災時において避難所運営に関する業務のうち学校の教職員が学校現場の判断として実施することが可能な範囲を明確化すること等について、防災担当部局等が中心となって関係機関との調整・検討を行うことを促すこと。また、防災担当部局等と共同して、防災に係る研修等の中に避難所運営の協力業務のための訓練を取り入れる等の工夫を行うこと。

(3) 教育委員会は、これまでの災害の教訓を踏まえて、教職員一人一人が災害の種類、 学校教育活動の場面や時間帯に応じてどのように対応することが望ましいかを含めて、 研修等を通じて、改めて防災意識や危機管理意識の醸成を図るよう努めること。特に、 避難所運営の協力業務を行うに当たっては、校長をはじめとした管理職のリーダーシ ップの下に行うことが重要であることから、管理職を対象として、大規模災害時に学 校組織のリーダーとして十分に対応できるように必要な研修等を行うよう努めること。

4. 教職員が避難所運営の協力業務に従事した場合の服務上の取扱いについて

災害時に、教職員が避難所運営の協力業務に安全かつ安心して取り組むためには、以下の留意事項を踏まえて、教職員が当該業務に携わった場合についての服務上の取扱いを整理・明確化しておくことが必要である。

(1) 避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務に従事することについては、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上の職務として取扱い、当該職務に係る補償や賠償は通常、公務災害補償や国家賠償等の対象となること。

また、災害時における避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務については、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年政令第484号)における「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」に該当すること。

- (2) 他県を含め避難所となっている学校の教職員以外の教職員が避難所運営の協力業務に従事する場合については、当該教職員の服務監督権者である教育委員会において、その属する地方公共団体が決定した方針等に基づき、教職員を派遣する場合、公務出張の扱いをすることも可能であること。
- (3)教育委員会及び学校は、教職員が災害に対応するためにやむを得ず交代制で夜間も泊り込む場合や休日に対応する場合もあり得ることから、教職員に過重な負担を強いることのないよう、勤務時間の割り振り変更や週休日の振替等について十分に配慮すること。

5. 防災担当部局等との連携・協力体制の構築

学校が避難所となった場合は、基本的には市町村の防災担当部局等が責任者となり、 運営されることになることから、事前に当該部局と必要な調整等を行うことが重要であ る。また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合、市町村の防災担当部局等に円 滑に引き継げるようにしておくことが重要である。したがって、以下の留意事項を踏ま えて、市町村の防災担当部局等と密接かつ十分に連携・協力を図ることが必要である。

- (1)教育委員会は、市町村の防災担当部局等に対して、発災時に避難所となる学校ごとに担当職員を明確に定めておくよう促すこと。また、地域の自主防災組織・ボランティア組織等を含めて災害時の対応や住民の自主運営へと移行した際の避難所運営の代表者をはじめとした役割分担の確認等について定期的に学校と協議を行うことや、学校において行われる訓練を共同して行うことについても防災担当部局等に促すこと。特に、都道府県立学校については、都道府県教育委員会が積極的に域内の市町村の防災担当部局等に対して連携・調整するように促すこと。
- (2) 教育委員会は、防災担当部局等を中心とした体制の下、学校ごとに、学校施設の利用計画やあらかじめ整備すべき施設設備、非常用物資等の備蓄の在り方等について防災担当部局等と積極的に共有し、取組を進めるよう努めること。その際、総合教育会議を活用することも有効であること。

(3)特別支援学校を設置している教育委員会は、当該特別支援学校が、福祉避難所に指定されるに際しては、必要な施設面のバリアフリー化の状況、想定される避難者数に応じた人材の確保や非常用物資の備蓄等についてあらかじめ防災担当部局等と検討・調整を行うこと。

6. 地域との連携・協力体制の構築について

大規模災害において、学校における避難所運営が長期化する場合には地域住民の自主的な活動が極めて重要である。地域住民等と日常的に連携がとれていた学校等は、地域の自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化が円滑に進んだという報告もあることから、教育委員会は、コミュニティ・スクール等を活用して、防災も含めて学校と地域の連携・協力体制の構築を進めるよう努めること。併せて、教育委員会は、防災担当部局等と協力して、学校が地域の自治組織等からなる自主防災組織等と協議・連携できるような場の設定等について支援を行うこと。

7. 教育委員会間の連携・協力体制の構築について

学校が避難所になった場合には、当該学校に所属する教職員は、児童生徒等の安全確保等に加え、様々な対応を行うことが必要となる。その際、人的な支援は必要不可欠であるが、学校教育活動に知見・理解のある人材の支援は、当該学校に所属する教職員に安心感を与えるとともに、教育活動の再開のために大いに役立つことになる。

そのため、以下の留意事項を踏まえて、都道府県教育委員会と市町村教育委員会、同一都道府県内の市町村教育委員会間、他の都道府県教育委員会等との間における連携・協力を積極的に図ることが必要である。

(1) 都道府県教育委員会は広域的な観点において指導助言を行う役割をもつことから、 発災した場合の都道府県内の教職員の人的支援体制や情報集約・共有体制の在り方に ついて検討を行っておく必要があること。発災にあたり、被害状況等の情報収集は迅 速に行うことが必要であるが、市町村教育委員会は十分な体制がとれない可能性もあ ることから、教育事務所等を活用して都道府県教育委員会が積極的に職員を派遣して 行うことを検討すること。

また、都道府県又は市町村教育委員会が管理する学校施設や学校給食施設等が被災により教育活動の再開に支障が生じた場合を想定して、他の教育委員会で管理している施設の活用についても調整・検討すること。

- (2) 指定都市教育委員会及び指定都市が所在する都道府県教育委員会は、発災時には 互いに情報集約・共有を積極的に図る必要があることから、その在り方等について事 前に調整を図っておくこと。
- (3)他の都道府県及び指定都市等からの教職員の人的支援体制については、地方公共 団体間で締結される相互援助協定等に教職員の援助派遣を規定する等、都道府県教育 委員会及び指定都市教育委員会等において、あらかじめ体制の整備を図るよう努める こと。例えば、兵庫県では、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえて、災害により 避難所になった学校を支援する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員組織を

設立しており、その活動は大規模災害時に有効であったとの報告もあることから、そのような取組を参考にすることも有効であること。

8. 教育活動の再開について

大規模災害後に児童生徒等の心の平穏を回復・維持するためには、学校生活を再開し、 平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠である。その一方で大規模災害発生後で あることを踏まえると児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活に戻るためには、以下の留 意事項を踏まえて、教育活動再開の準備を進めることが必要である。

- (1) 教育委員会は、教育活動の再開に向けて、児童生徒等の登下校ルートの安全確認、 児童生徒等の居住地・健康状況の把握、教科書・教材の有無の確認、授業・学校給食 再開の見通しの確認等、段階的対応をまとめたチェックリストを事前に作成し、それ を学校において活用する等、再開を判断するにあたり児童生徒等の安全確保等に遺漏 のないように最大限の配慮をすること。
- (2)教育委員会及び学校は、早期の教育機能回復を図る観点から学校再開の見通しを早めにPTAや防災担当部局等、避難者も含めて共有を図ること。そのためには、防災担当部局等とも連携して、必要な情報を一元化し可視化することで現状について共通理解が図られるようにすること。また、学校内の避難者の居住場所の集約や他施設への移動を行う際には、防災担当部局等が中心となって行うことになるが、教育委員会と学校においては学校再開の時期を踏まえて避難者の理解を得られるよう防災担当部局等と慎重に調整を行うこと。
- (3)教育委員会及び学校は、教育活動を再開するに当たり、一定期間、避難者と児童 生徒等が同じ施設を共有しなければならない場合や真にやむを得えず校庭に仮設住宅 が設置される場合等、未だ学校内に避難者が存在する際の両者の動線の設定をはじめ とした校内の施設利用や学校行事、体育等の授業の在り方について検討しておくこと。
- (4) 教育委員会は、被災した児童生徒等や教職員について、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) と呼ばれる症状をはじめとした心の健康上の問題が生じている可能性もあることから、外部機関と連携しながら心のケアに努めること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局 初等中等教育企画課教育委員会係 健康教育・食育課企画調整係

電話 03-5253-4111 (代表)

内線4678、4672 (初等中等教育企画課教育委員会係) 内線4950 (健康教育・食育課企画調整係)

【参考資料】

阪神・淡路大震災や東日本大震災の発生を踏まえて文部科学省において行った、 学校が避難所になった場合の運営の協力に関する検討結果を含むものは以下の通り。

- 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議
 - ・学校等の防災体制の充実について 第一次報告(平成7年11月)
 - ・学校等の防災体制の充実について 第二次報告 (平成8年9月)
- 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議
 - ・最終報告(平成24年7月)
- 〇 文部科学省
 - ・学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(平成24年3月)

また、地域の避難所となる学校施設の在り方等に関する検討結果は以下の通り。

- 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会
 - ・東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言 (平成 23年7月)
- 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
 - ・災害に強い学校施設の在り方について~津波対策及び避難所としての防災機能の強化~(平成26年3月)
- 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会
 - ・熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言 (平成28年 7月)

なお、内閣府(防災担当)から、様々な避難所の生活環境対策について、まとめられており、以下のURLを必要に応じて参考にしていただきたい。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html

主な参考文献



◆学校防災マニュアル(地震・津波災害) 作成の手引(文部科学省)





◆『生きる力』を育む防災教育の展開 (文部科学省)



- ◆学校安全教育指導の手引(熊本県教育委員会)「くまもと・子どもの心の自己回復力」 を高める授業展開例(熊本県教育委員会)
- ◆学校防災マニュアル (兵庫県教育委員会)
- ◆学校防災マニュアル作成ガイド(宮城県教育委員会)
- ◆学校の地震防災対策マニュアル(静岡県教育委員会)

